スキー場　岩手県岩手郡雫石町（網張）
園地　岩手県岩手郡雫石町（国見）
宿舎　岩手県岩手郡雫石町（国見温泉）
園地　岩手県岩手郡雫石町（ヒヤ潟）
園地　秋田県鹿角市（曽利滝）
園地　秋田県鹿角市（大場谷地）
スキー場　秋田県鹿角市（後生掛）
宿舎　秋田県鹿角市及び同県仙北市（蒸ノ湯）
休憩所　秋田県鹿角市（蒸ノ湯）
避難小屋　秋田県鹿角市（焼山）
避難小屋　秋田県仙北市（八瀬森）
避難小屋　秋田県仙北市（大白森）
宿舎　秋田県仙北市（田代平）
園地　秋田県仙北市（乳頭温泉）
避難小屋　秋田県仙北市（駒ヶ岳八合目）

（六）　道路

ア　車道

岩手県岩手郡雫石町（長山・国立公園境界）から同町（網張集団施設地区）まで
秋田県鹿角市（治助崎山・国立公園境界）から岩手県八幡平市（茶臼岳登山口下・国立公園境界）及び同市（藤七温泉南・国立公園境界）まで、同市（松川温泉・国立公園境界）から同市（松川温泉・国立公園境界）まで
秋田県鹿角市（中ノ沢・国立公園境界）から同県仙北市（渋黒川・石黒沢合流点・国立公園境界）及び同市（玉川温泉集団施設地区）まで
秋田県仙北市（水上沢・国立公園境界）から同市（蟹場温泉）まで
秋田県仙北市（水上沢上流・国立公園境界）から同市（秋田駒ヶ岳八合目）まで

イ　歩道

岩手県八幡平市（茶臼岳登山口）から同市（八幡沼）、同市（黒谷地口）及び同市（茶臼岳山頂）まで
岩手県八幡平市及び秋田県仙北市（畚岳登山口）から秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道合流点）、同市（畚岳）、岩手県岩手郡雫石町及び秋田県仙北市（焼森・歩道合流点）並びに秋田県仙北市（乳頭温泉郷集団施設地区）まで
岩手県八幡平市（松川温泉）から同市（大深山荘・歩道合流点）及び同市（大深岳・歩道合流点）まで
岩手県八幡平市（松川温泉）から同県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）まで
岩手県岩手郡雫石町（網張集団施設地区）から同町（不動平・歩道合流点）及び同町（鬼ヶ城分岐・歩道合流点）まで
岩手県岩手郡雫石町（犬倉山西・歩道分岐点）から同町及び秋田県仙北市（八瀬森分岐・歩道合流点）まで
岩手県八幡平市（松川温泉）から同市（姥倉山・歩道合流点）まで
岩手県八幡平市（上坊・国立公園境界）から同市（ツルハシ分れ・歩道合流点）まで
岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）から同市（お鉢・歩道合流点）まで
岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）から同市（焼走り・国立公園境界）まで
岩手県滝沢市（馬返・国立公園境界）から同県八幡平市及び同県滝沢市（岩手山頂上）まで
岩手県岩手郡雫石町（御神坂・国立公園境界）から同県八幡平市及び同県滝沢市（不動平・歩道合流点）まで
岩手県岩手郡雫石町（滝ノ上温泉）から同町及び秋田県仙北市（乳頭山・歩道合流点）まで
岩手県岩手郡雫石町（千沼ヶ原・国立公園境界）から同町及び秋田県仙北市（乳頭山南東・歩道合流点）並びに同町及び同市（笊森山・歩道合流点）まで
岩手県岩手郡雫石町（国見温泉）から同町及び秋田県仙北市（横岳・歩道合流点）まで
秋田県鹿角市（後生掛集団施設地区）から岩手県八幡平市（八幡平頂上）、秋田県鹿角市（大谷地）及び同市（蒸ノ湯）まで
秋田県鹿角市及び同県仙北市（蒸ノ湯）から秋田県仙北市（八幡平）及び同市（草の湯分岐・歩道合流点）まで
秋田県鹿角市（後生掛温泉）から同県仙北市（玉川温泉）、同県鹿角市（桝森）並びに同市及び同県仙北市（焼山頂上）まで
秋田県鹿角市（後生掛温泉）から同県仙北市（大湯沼）まで
秋田県仙北市（黒湯温泉・歩道分岐点）から同市（乳頭山・歩道合流点）まで、同市（孫六温泉・歩道分岐点）から同市（田代平・歩道合流点）まで及び同市（大釜温泉・蟹場温泉・歩道分岐点）から同市（田代平西・歩道合流点）まで
秋田県仙北市（湯ノ沢南・国立公園境界）から同市（湯ノ沢・国立公園境界）まで及び同市（鶴の湯・国立公園境界）から同市（乳頭温泉郷集団施設地区）まで
秋田県仙北市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道分岐点）から同市（秋田駒ヶ岳八合目・歩道合流点）、岩手県岩手郡雫石町及び秋田県仙北市（横長根・歩道合流点）、同町及び同市（大焼砂・歩道合流点）並びに秋田県仙北市（男女岳）まで

（七）　運輸施設

種類	位置又は区間
索道運送施設	岩手県岩手郡雫石町（網張温泉）から同町（犬倉山西斜面）まで

二　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、十和田八幡平国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年二月二十二日

環境大臣　大塚　珠代

一　十和田八幡平国立公園の区域のうち、岩手県及び秋田県八幡平地域の区域内における特別地域の区域を変更し、次のとおりとする。

岩手県八幡平市内国有林岩手北部森林管理署四八五林班、一五五二林班、一五五四林班、一五五七林班、一五五八林班及び一五六〇林班の全部並びに一林班、七林班、一〇林班、一二林班、四八四林班、一四九二林班、一四九六林班、一五二七林班、一五五一林班、一五五三林班、一五五五林班、一五五六林班、一五五九林班及び一五六一林班から一五六六林班までの各一部

岩手県八幡平市石ガタ沼、石沼、御護沼及び夜沼の全部並びに番外地、番外地の湖沼及び松尾寄木第一地割の各一部

岩手県滝沢市内国有林盛岡森林管理署九三林班の全部及び九一林班の一部

岩手県滝沢市岩手山、大石渡及び番外地の各一部

岩手県岩手郡雫石町内国有林盛岡森林管理署六九八林班、七五六林班から七八〇林班まで及び七九二林班の全部並びに六九九林班から七〇一林班まで、七〇四林班、七〇五林班、七〇九林班、七一〇林班、七一八林班及び七八一林班から七八四林班までの各一部